

学校いじめ防止基本方針

桐生市立新里中央小学校

平成26年 1月策定

平成28年 4月改訂

平成30年 4月改訂

令和 2年 5月改訂

令和 3年 5月改訂

令和 5年 4月改訂

令和 7年 4月改訂

1 いじめ防止のための取り組みに関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利と基本的な人権を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に重大な影響を与えるものである。また、いじめはどの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をはらんでる。

これらを踏まえ、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子でも、どこの学校でも起こり得る」ことを常に強く意識し、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの適切で早急な対応」について学校としての取組を明確にし、全教職員の共通理解のもとで組織的に対応していく。

そのために、いじめ防止対策推進法（第2条第1項）に定められている通り、児童が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と捉えていく。被害側の立場になり正しい認知をすることで、いじめの未然防止・早期発見に重点的に取り組んでいく。また、いじめが発見された場合には、児童の尊厳を最大に重視し、教育委員会や家庭、ならびに関係機関との連携のもと、いじめの解決・解消に向けて組織を挙げて適切な対応に全力で取り組む。

2 いじめ防止対策委員会の組織と活動

(1) 組織構成

＜いじめ防止対策委員＞

平常時は、校内生徒指導委員がいじめ防止対策委員を兼ねる。当該委員会は、学校が組織的にいじめ防止に取り組むに当たって、中核となる役割を担い、いじめ防止に係る具体的な取組の中心となる。

※ 委員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導担当（ブロック1人）、教育相談担当、養護教諭、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談員、スクールカウンセラー

※ いじめ事案発生時

- ・ いじめ防止対策委員に当該児童が在籍学年の主任と学級担任を加える。
- ・ 必要に応じて、PTAの代表者の他、民生児童委員、臨床心理士等、外部の専門家を加える。

(2) 活動の概要

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取組課題とし、日々の学級

経営や充実した学習の中で児童の心と感性を育み、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを重視する。

【具体的な取組内容】

- ・ いじめ防止基本方針の策定と現状に合わせた修正・改善
- ・ いじめ防止基本方針に沿った実践と検証
- ・ 校内での研修の企画・運営
- ・ いじめに係る情報収集
- ・ 全職員へのいじめ発生に係る情報提供
- ・ いじめ発生に係る緊急対応会議の準備・運営と報告

3 いじめ防止等に関する対応

(1) いじめの未然防止のための取組

① 学級経営の充実

- ・ 互いのよさを認め合い協力し合える人間関係を育成し、相手の尊厳を敬う心情や自己有用感を日々の生活の中で味わわせられるように努める。
- ・ わかる授業、「できた」を味わえる授業づくりに努め、授業の中で児童一人一人が成就感や充実感をもてるようにする。
- ・ 教師自らが、常に相手の人権を尊重し言動に表すことで、児童にも人権尊重の精神や思いやりの心情を育むように努める。
- ・ Q-UテストやABCアンケート及び毎月のアンケートの結果などからも児童の実態を十分に把握し、ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンターなどを効果的に実施して、よりよい学級経営に努める。
- ・ 場面をとらえて、弱者を虐げるような言動の卑劣さやその時に受ける相手の心理的な傷みに気付かせ、いじめをしない・許さない心情・態度の育成に努める。

② 道徳教育の充実

- ・ 特別の教科道徳の授業を通して、正義を重んじる心情・態度を育てる。
- ・ 児童自身のよさや価値に目を向けさせ、自己肯定感を高める。
- ・ 生命尊重、思いやり、正義などの価値を心情的にとらえさせ、すべての教育活動の中で、実践化を図るよう努める。

③ 相談態勢の充実

- ・ 日々の観察から把握した児童の様子を、担任や専科教諭、養護教諭等で情報交換し、小さな変化も逃さずにチャンス相談等で対応する。
- ・ アンケート後に学級担任による教育相談を行い、児童理解に努める。
- ・ 教育相談員やスクールカウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

④ その他

- ・ 縦割り班活動（登校班、児童集会等）の中で、人とのいろいろな関わり方を体験的に学ばせる。
- ・ インターネット等の適切な利用について指導するとともに、外部の専門家による指導の機会を設定する等、情報モラル教育を充実させる。

(2) いじめ早期発見のための取組

① 生活アンケートの実施（毎月）

- ・ 児童に対して生活アンケートを毎月（原則として生徒指導部会の前日までに）実施する。その結果を基に、児童の話を直接聞き取り、悩みや思いを把握する。

② 児童観察の重点化

- ・ 遅刻や早退の増加、学用品などの紛失や落書き、保健室への来室頻度、特定児童の発言に対する失笑、特定児童からの忌避、けんかやふざけ合いであっても、児童の被害性に着目するなど、いじめのサインを意識した点検を意識的に行い、気になる児童にはすぐに面談を実施する。

③ ノート・日記指導

- ・ 帰りの会での振り返りや一行日記、ミニ作文等、日常的な書く活動の中から、児童の交友関係や悩みなどを把握する。

④ 保護者や地域、関係機関との連携

- ・ 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努め、信頼の上に立った連携関係を作り、協力して問題に対応する。
- ・ 必要に応じて、外部の諸機関とも連携して問題の早期発見に努める。

(3) いじめの解消のための取組

① 情報の共有と対応

- ・ いじめを認知した場合は、速やかに事実確認を行うと同時に、管理職や関係職員に伝える。
- ・ 事実確認に基づいて生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への支援と安全の確保、並びにいじめを行った児童への事情確認をした上での適切な指導とその保護者への助言を開始する。

② 進捗状況の確認と定期的な検証

- ・ いじめを受けた側への支援と安全の確保、並びにいじめを行った側への適切な指導・助言を継続的に行う。
- ・ いじめの被害者・加害者双方から聞き取り、学級での様子の見取り、他の児童からの聞き取りなどを継続して行う。

③ 保護者との連携

- ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするための措置などについて、保護者と連携を図りながら被害者やその家族に寄り添った対応をする。
- ・ 加害児童の指導について、保護者と連携して進める。また、保護者の関わり方等、必要に応じて助言を行う。

④ 関係機関との連携

- ・ 必要に応じて、教育委員会やその他の外部機関と連携して対応に当たる。

(4) 重大事態発生時の対応

「重大事態」の定義

- いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると疑われる場合（一定期間の連続欠席、年間30日程度の不明欠席、等）
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至っている」という申し出があった場合

① 調査組織の設置と調査の実施

- ・ いじめ防止対策委員会を中心とした対応を進めるとともに、桐生市教育委員会の支援と協力を仰ぐ。
- ・ 具体的な調査組織の構成員については、桐生市教育委員会の指示を仰ぐ。
(弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、カウンセラー等)

② 校内の連絡と報告体制について

- ・ 校内における連絡・報告体制
いじめ発見者（情報受信者）→関係学年主任・学級担任→校長・教頭・教務
- ・ 情報受信者を中心に、「いじめ発見報告書」を作成し、それに基づき校内の情報共有を進める。

③ 重大事態の報告

- ・ 重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに桐生市教育委員会に報告する。

④ 外部機関との連携

- ・ 桐生市教育委員会の指示のもとに、桐生警察署、児童相談所、他関係機関との連携を図る。
- ・ 桐生市教育委員会の指示のもとに、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

4 教育相談体制と生徒指導体制について

(1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

- ・ 児童へのアンケート等による日頃からの情報収集を重視する。
- ・ 教育相談員やスクールカウンセラーの機能を十分に活用し、認知したいじめ案件に対し、未然の相談を行う。
- ・ 教育相談員やスクールカウンセラーは、必要な場合は、校内生徒指導会議への引き継ぎを行うとともに、定期的な情報の報告を行う。
(報告窓口：教頭、教務→生徒指導主任へ)

(2) 生徒指導の基本的な考え方と活動計画

- ・ 積極的な生徒指導を心掛け、日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
- ・ とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ問題を周知し、全教職員の共通理解と連携対応を進める。
- ・ 「新里中央小のきまり」に基づき、児童へ統一された指導を行う。
- ・ 問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全教職員で確認する。
 - * 職員会議、打合せ等を活用
 - * 事案により、校長、教頭、生徒指導主任等から報告
- ・ 児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団作りを行う。

5 校内研修

(1) いじめに関する研修の基本的な考え方

- ・ いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に位置付ける。

- ・ 児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にするとともに、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。
- ・ 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

(2) 具体的な取組

- ・ 児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関して、スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーターによる研修機会を設けたり、講師を招聘して研修会を実施したりする。
- ・ 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係り、校内での授業公開（ふらっと参観）や授業研究会（一人一授業）を実施する。
- ・ いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした提案を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。
- ・ 教頭をリーダーに、いじめ防止に係る研修機会の広報に努める。また、いじめ防止に関する研修を受けた教員からの研修報告を聞き合う場を設定する。
- ・ 心の SOS の出し方に関する教育について、研修機会を設ける。ストレスへの対処法について、各担任や生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーターなどとの協力を得ながら授業を実施する。

6 家庭や地域との連携

- ・ 学校だより等で学校評価の分析結果やいじめ問題について広報するとともに、学年だより、学級だより等で、いじめ防止対応に係る学校の考え方や方針を伝える。
- ・ 授業参観の学級懇談等の機会を活用し、いじめ問題に対する保護者への啓発活動を行う。
- ・ 家庭や地域よりいじめの情報があつた場合には、いじめ防止対策委員会を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

7 評価の実施と活用

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- ・ 児童に対しては、自分の学校生活を降り返って、定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は、分かりやすい設問の設定を心がける。
- ・ 保護者に対しては、授業参観や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなど、定期的な評価を位置付け、広く、こまめに情報を得るようにする。
- ・ 教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。
- ・ 学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し、改善を図る。
- ・ 謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月間)継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合に解消とする。

(2) P D C A サイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

いじめ防止基本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。

- ① 短期評価 → 定期的な児童アンケートや情報交換などに基づき、児童の実態や対応体制等を確認、改善する。
- ② 中期評価 → 各ステージ内で、児童へのアンケート調査、教職員による取組評価アンケート調査を実施し、各期間の実態や変容を捉え、対応や体制等を改善する。
また、個人面談や学校評価等で得られた情報を分析して改善
- ③ 長期評価 → 中・短期評価をもとに次年度のいじめ関連方針等を精査して改善する。

8 その他

(1) ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出

- ・ 教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立つ時間を創出することに努める。
- ・ 一部の教職員に校務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。
- ・ 取り出し指導や研修・出張時の補教など、授業支援のサポート体制の整備を図る。

(2) 担任力の向上

- ・ 「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- ・ 授業づくりを大切にし、意欲を高める魅力的な授業づくり及び授業中における積極的な生徒指導の推進に努める。
- ・ 日々の実践を謙虚にふり返り、常に改善を図る。
- ・ 特に配慮が必要な児童について、日常的に該当児童の特性や背景を踏まえた適切な支援についての理解を深め実践力を高める。

(3) 外部団体等との連携

- ・ スポーツ少年団や子供会等への積極的な参加を促し、異学年交流、異世代交流が円滑に行えるよう支援するとともに、必要に応じて情報交換する。

＜別表＞

いじめ対策年間指導計画

	指導等の内容 *毎月、部会前に生活アンケートを実施		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針、中央小のきまりについての検討 【生徒指導委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】	○保護者への説明・啓発 【学校だより】 ○保護者との情報交換・啓発 【学級懇談会】
5月	○児童に関する情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】	<いじめ防止強化月間> ○行事を通した人間関係づくり 【校外学習等】 ○JRC登録式	○保護者との情報交換・啓発 【2者面談】
6月	○桐生・みどり地区学校警察連絡協議会 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○第1回学校評価の実施	○第1回学校評価の実施
7月	○自己評価の実施 ○児童に対する情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】		
8月	○生徒指導に関する研修（心のSOS） 【職員研修】	<いじめ防止フォーラム>	○保護者への説明・啓発 【学校だより】
9月	○児童に対する情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【運動会】	○保護者への説明・啓発 【学校だより】
10月	○児童に対する情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】 ○人権週間の計画 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【社会科見学、校外学習】	
11月	○児童に対する情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【修学旅行・校内持久走大会等】	○保護者との情報交換・啓発 【学級懇談会】 ○第2回学校評価の実施
12月	○自己評価の実施 ○児童に対する情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】	<いじめ防止強化月間> ○児童集会 ○人権集中学習 ○第2回学校評価の実施	○いじめ対策についての啓発 【人権標語づくり】 ○保護者との情報交換・啓発 【2者面談】
1月	○児童に対する情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【6年生を送る会・準備】 ○児童集会	○保護者との情報交換・啓発 【学級懇談会】
2月	○児童に対する情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】	<市いじめ防止会議>	○保護者への説明・啓発 【学校だより】
3月	○児童に対する情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】 ○総括と次年度に向けての提案	○行事を通した人間関係づくり 【6年生を送る会】 ○1年間の振り返り 【学級活動】	○保護者への説明・啓発 【学校だより】